

第1章 ごみ・資源の推移

1 ごみ処理量の増加と「ごみ非常事態宣言」

1990年代、本市のごみ処理量は一貫して右肩上がりが増え続け、平成10（1998）年度には年間100万トンに迫り、焼却・埋立の両面で処理能力の限界を迎えつつありました。

本市は、藤前干潟に次の埋立処分場を建設する計画を進めていましたが、藤前干潟が渡り鳥の重要な飛来地であったため埋立反対の声が高まり、「市民生活が大切か、渡り鳥が大切か」悩み抜いた末、「市民生活も渡り鳥も、どちらも大切」として藤前干潟の埋立計画を中止し、大幅にごみを減らすことを呼びかけるごみ非常事態宣言を発表しました。

ごみ非常事態宣言後は、市民・事業者との協働のもと、プラスチック製容器包装、紙製容器包装などの新たな資源収集をはじめ、様々な施策を矢継ぎ早に実施し、平成12（2000）年度のごみ処理量は76.5万トンと、ごみ非常事態宣言に掲げた目標を達成することができました。

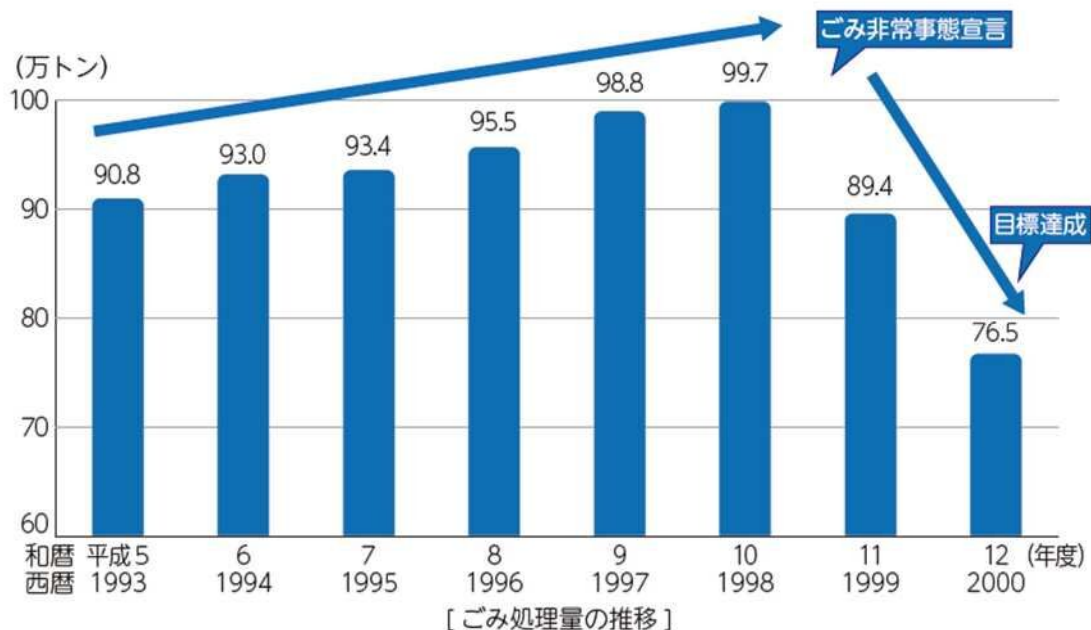
【ごみ非常事態宣言発表の経緯】



市民・事業者との協働による徹底した分別・リサイクルの取り組み

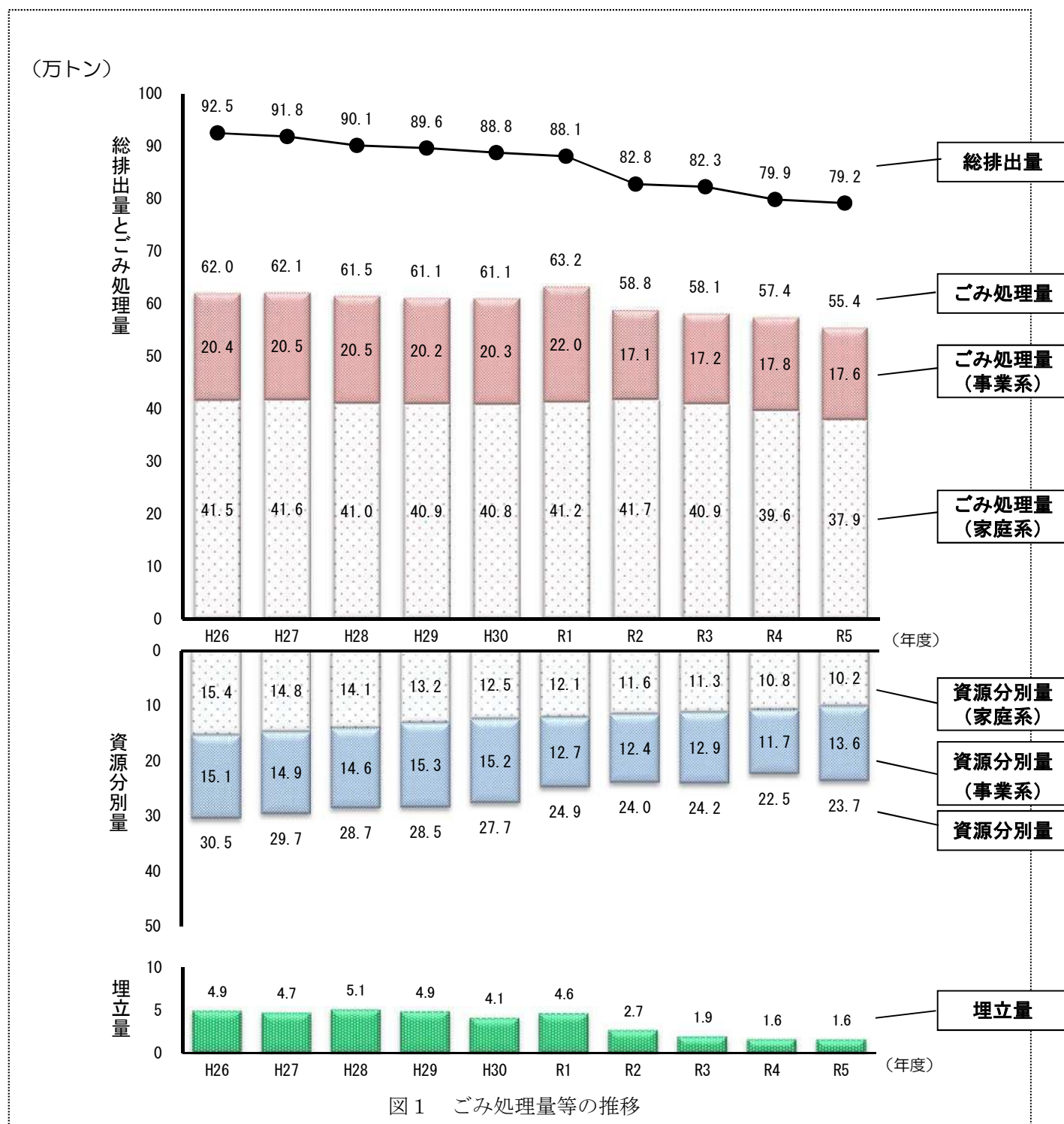
平成11（1999）年2月「ごみ非常事態宣言」
20世紀中に20%、20万トンのごみ減量目標

トリプル20



2 ごみ・資源の処理量とその推移

(1) ごみ処理量等の推移



総排出量及び資源分別量については、減少が続いています。ごみ処理量については、横ばいの状況が続いておりましたが、令和2（2020）年度以降は減少しています。

埋立量については、令和2（2020）年度に灰の全量資源化を行う北名古屋工場が稼働したことなどにより、減少しています。

- 図1 ①総排出量＝ごみ処理量＋資源分別量
 ②資源分別量＝市が収集し、再商品化事業者等に引き渡した量＋家庭系・事業系の自主回収量
 事業系の自主資源回収量は、事業用大規模建築物（延べ面積 3,000 m²以上）の減量計画書の集計をもとに推計
 ③四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(2) 資源分別量の内訳

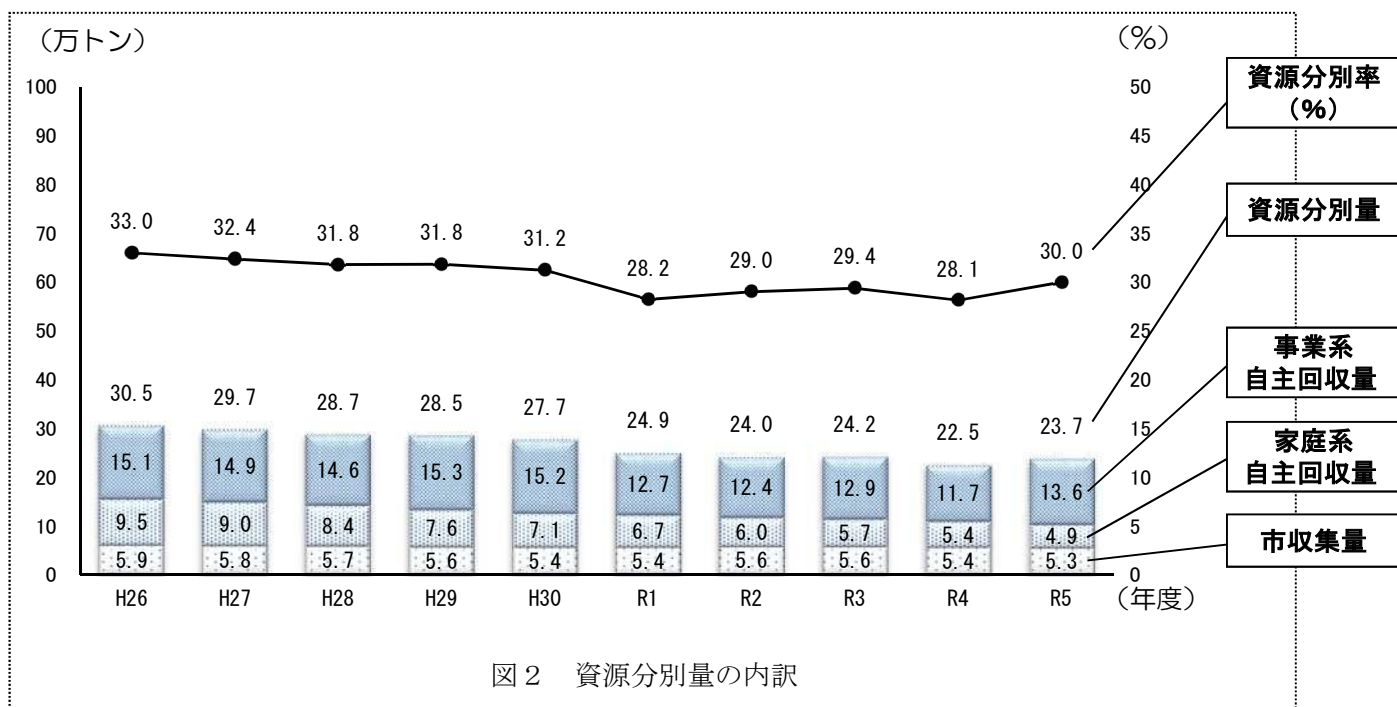


図2 資源分別量の内訳

資源分別率は近年横ばい傾向です。家庭系自主回収量は資源分別量全体の約 20% を占めており、市民の皆さまの自主的な活動が資源化推進に大きな役割を果たしています。

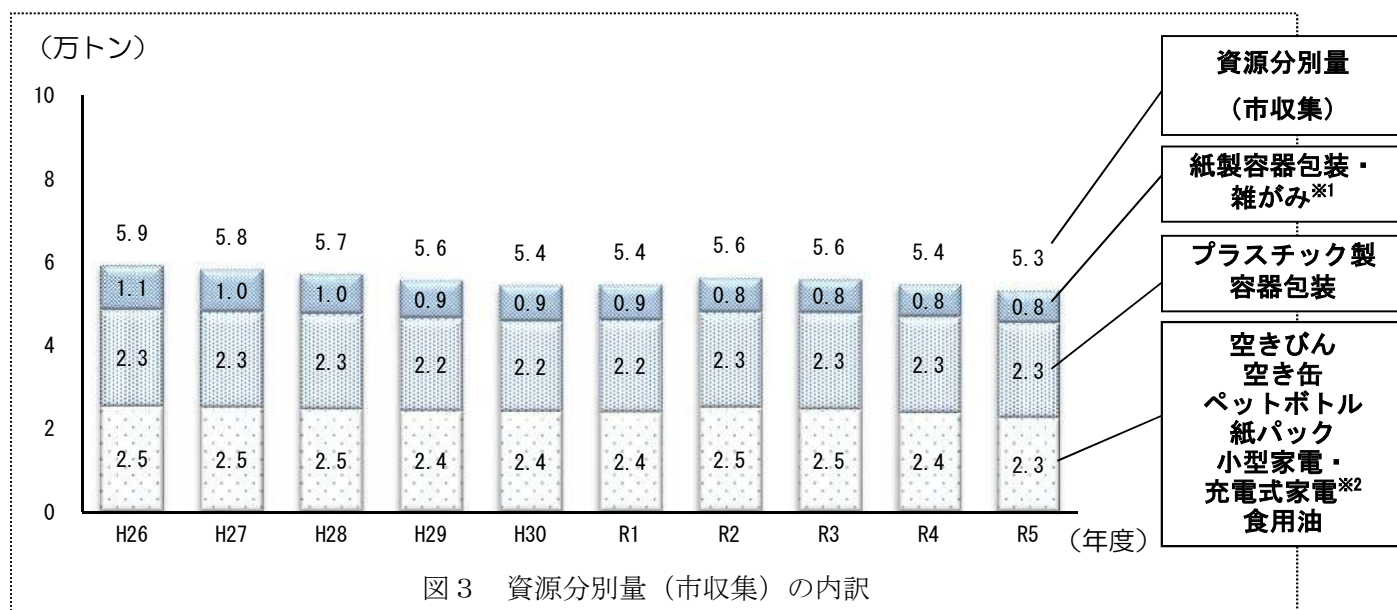


図3 資源分別量（市収集）の内訳

市が収集する資源は、量・内訳ともに近年横ばい傾向です。

図2 ①資源分別率=資源分別量/総排出量

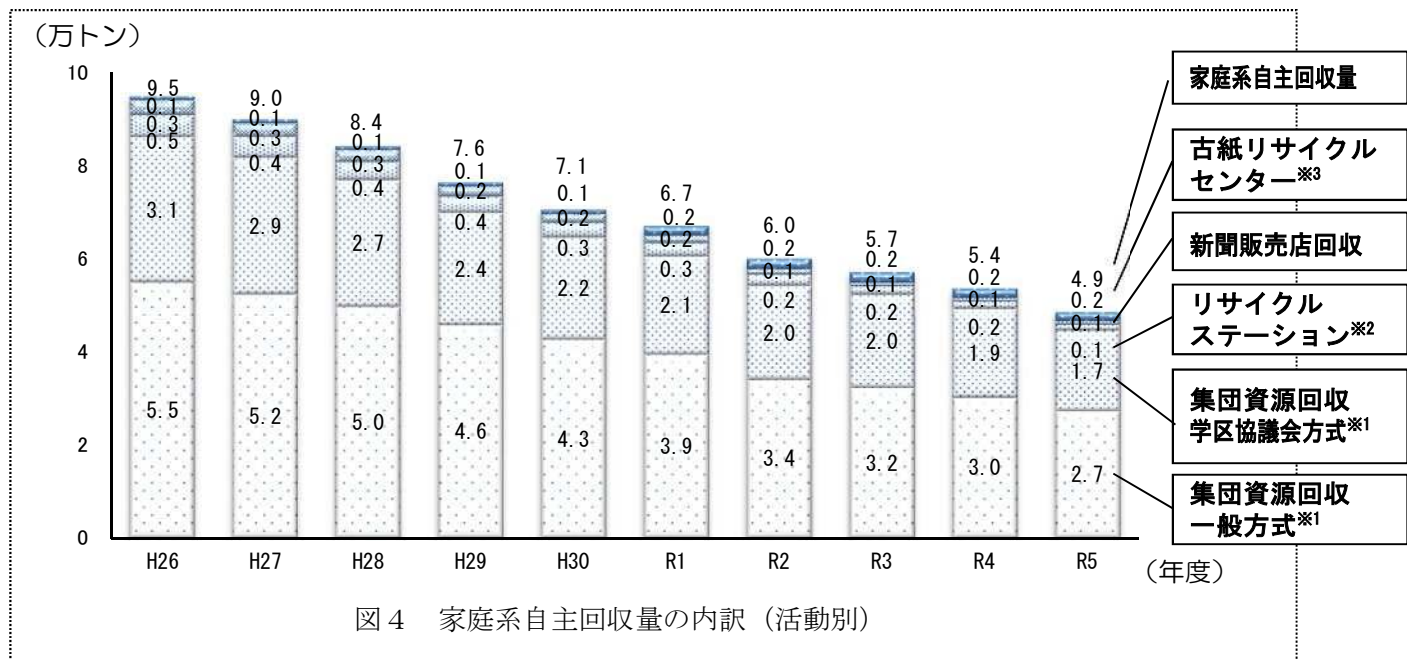
②事業系自主回収量は、事業用大規模建築物（延べ面積 3,000 ㎡以上）の減量計画書の集計をもとに推計

③四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

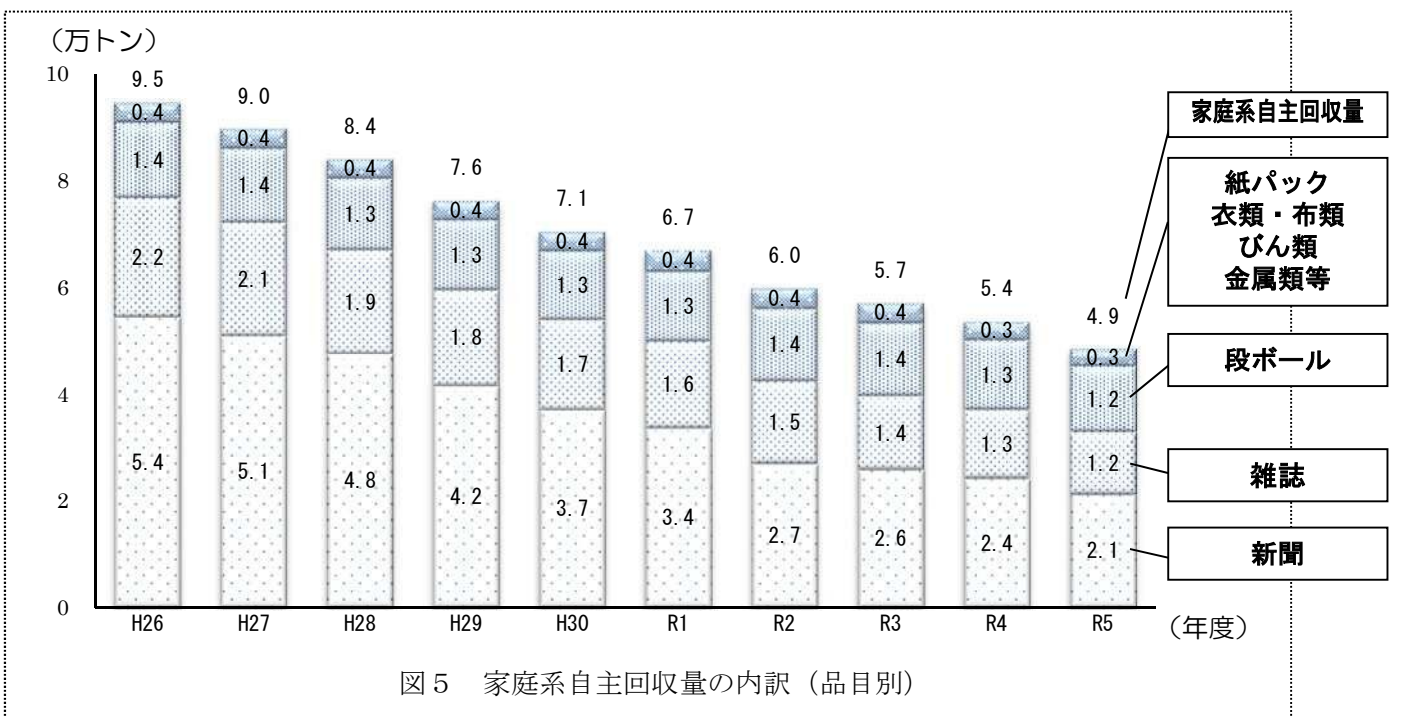
図3 ※1 紙製容器包装・雑がみとして収集し、選別業者が古紙として資源化した量を含む。また、雑がみは令和5年度から回収開始

※2 充電式家電は令和4年度から回収開始

四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。



集団資源回収による回収は、家庭系自主回収の約9割を占めています。
市民の皆さまの自主的な活動が古紙のリサイクルに大きな役割を果たしています。



回収量の減少が続いています。インターネット、タブレット端末等の普及による新聞の発行部数・雑誌の販売部数の減少などが背景にあると考えられます。

- 図4 ※1 一般方式は子ども会や町内会などによる資源回収、学区協議会方式は学区・古紙業界・新聞販売店の協働による小学校区を単位とした資源回収
 ※2 市民団体がスーパーの駐車場等（令和5年度末 市内36箇所）を利用して定期的に資源回収を開催
 ※3 古紙業者が自社のヤード（令和5年度末 市内25箇所）で古紙の受入を実施
 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。
- 図5 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(3) ごみ・資源の分別状況

令和5(2023)年度のごみ・資源の分別状況は以下の通りです。

(万トン)

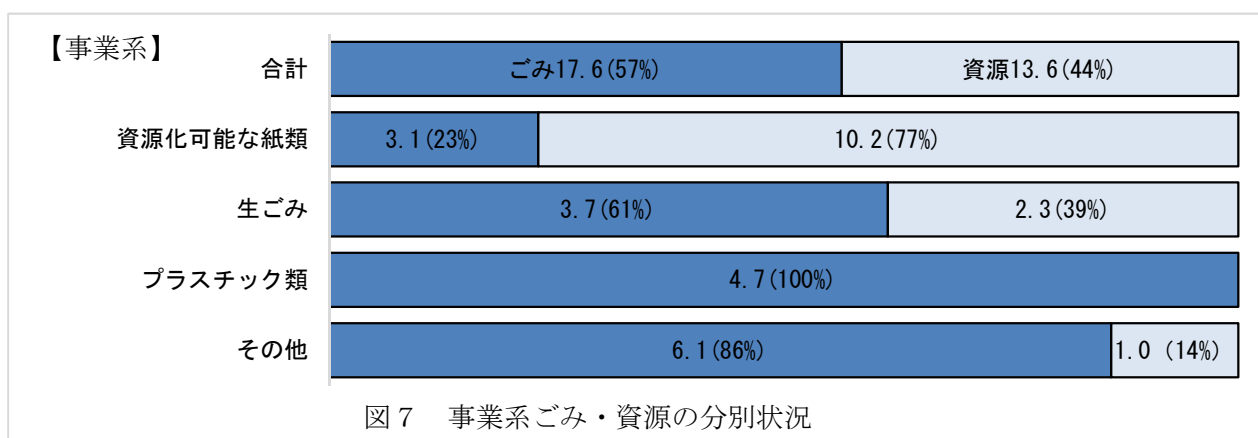
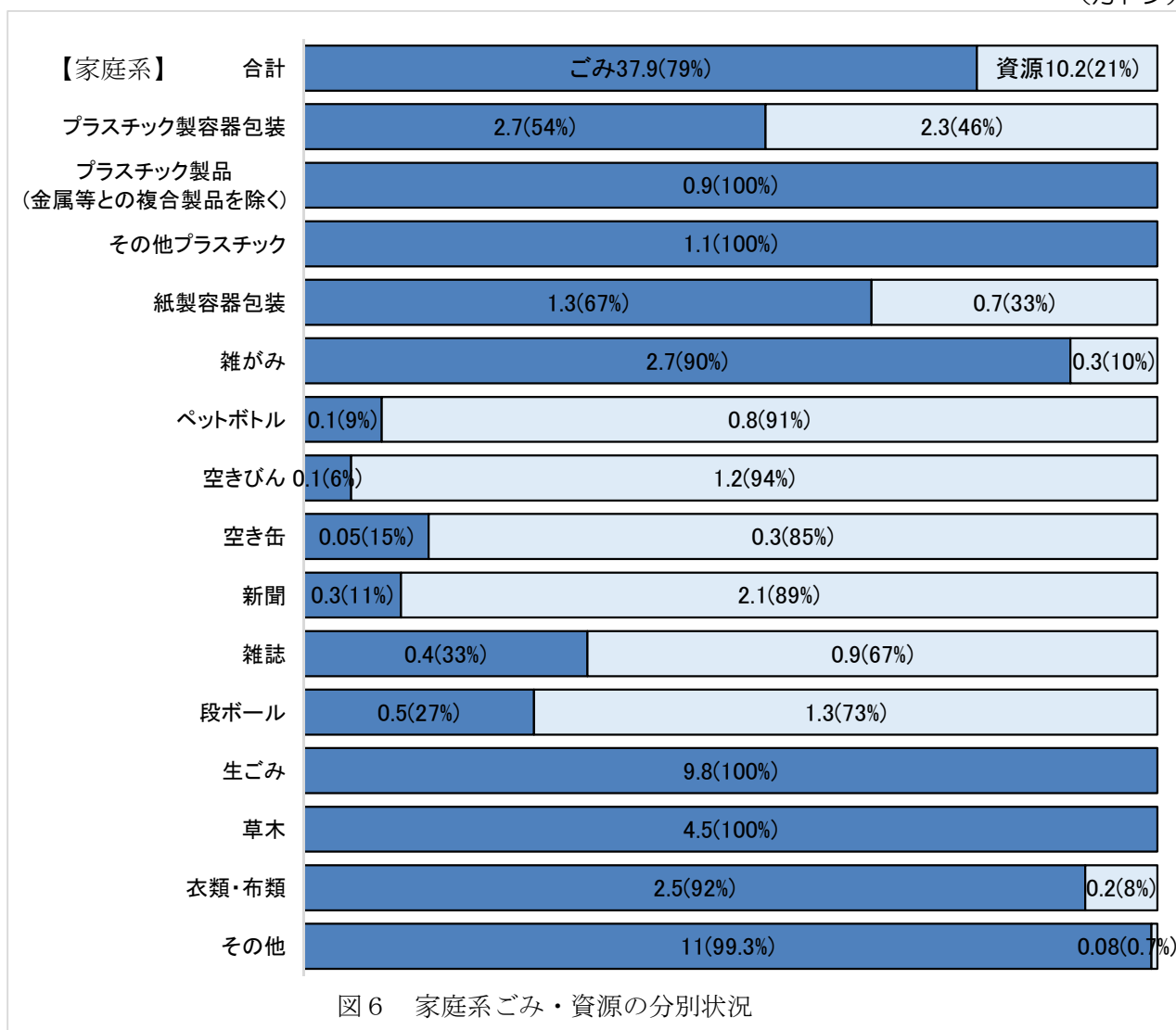


図6 ①ごみの内訳は、「家庭系ごみ再組成調査」により推計

②資源の内訳は、市収集量と家庭系自主回収量の合計

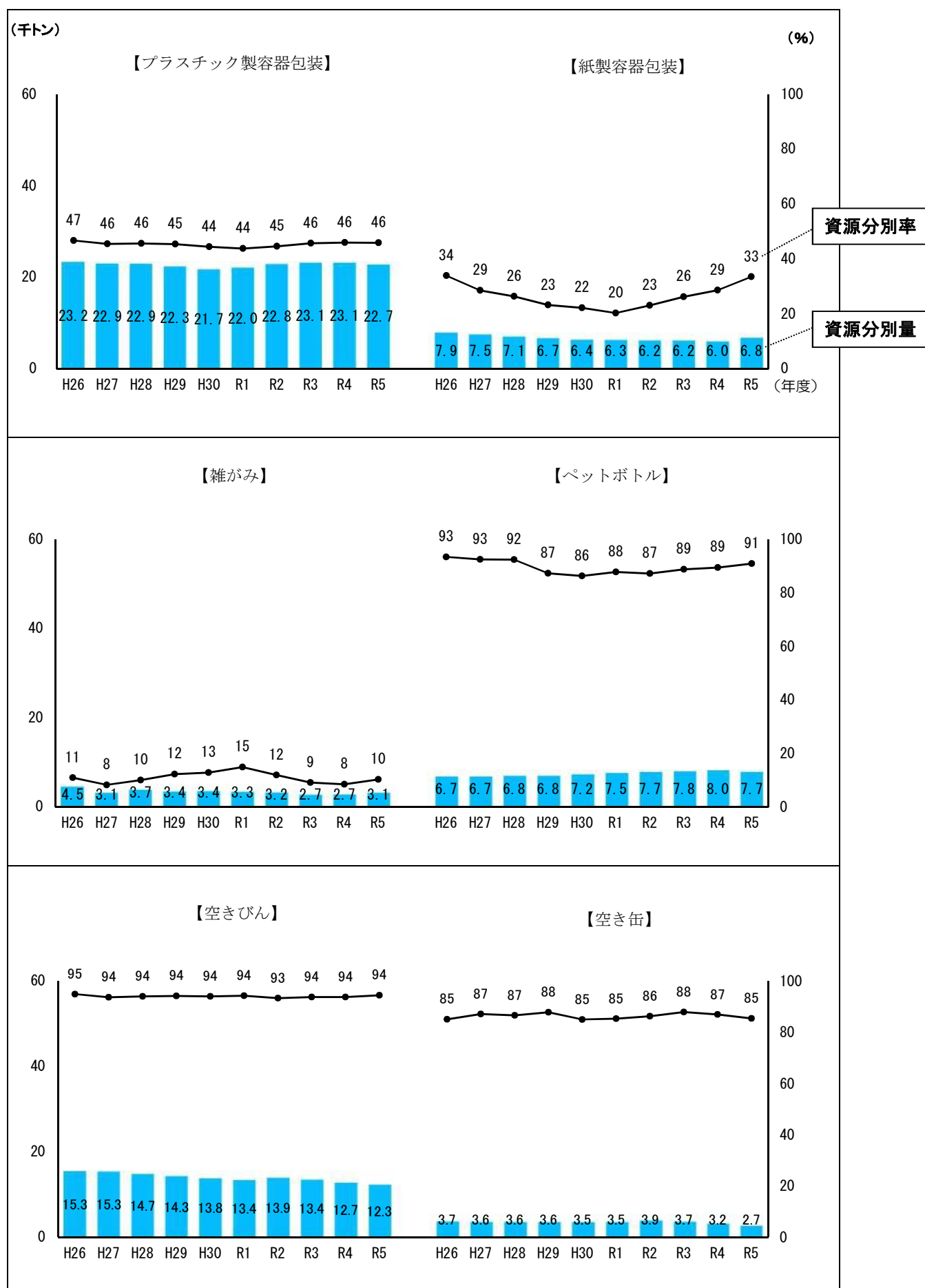
③四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

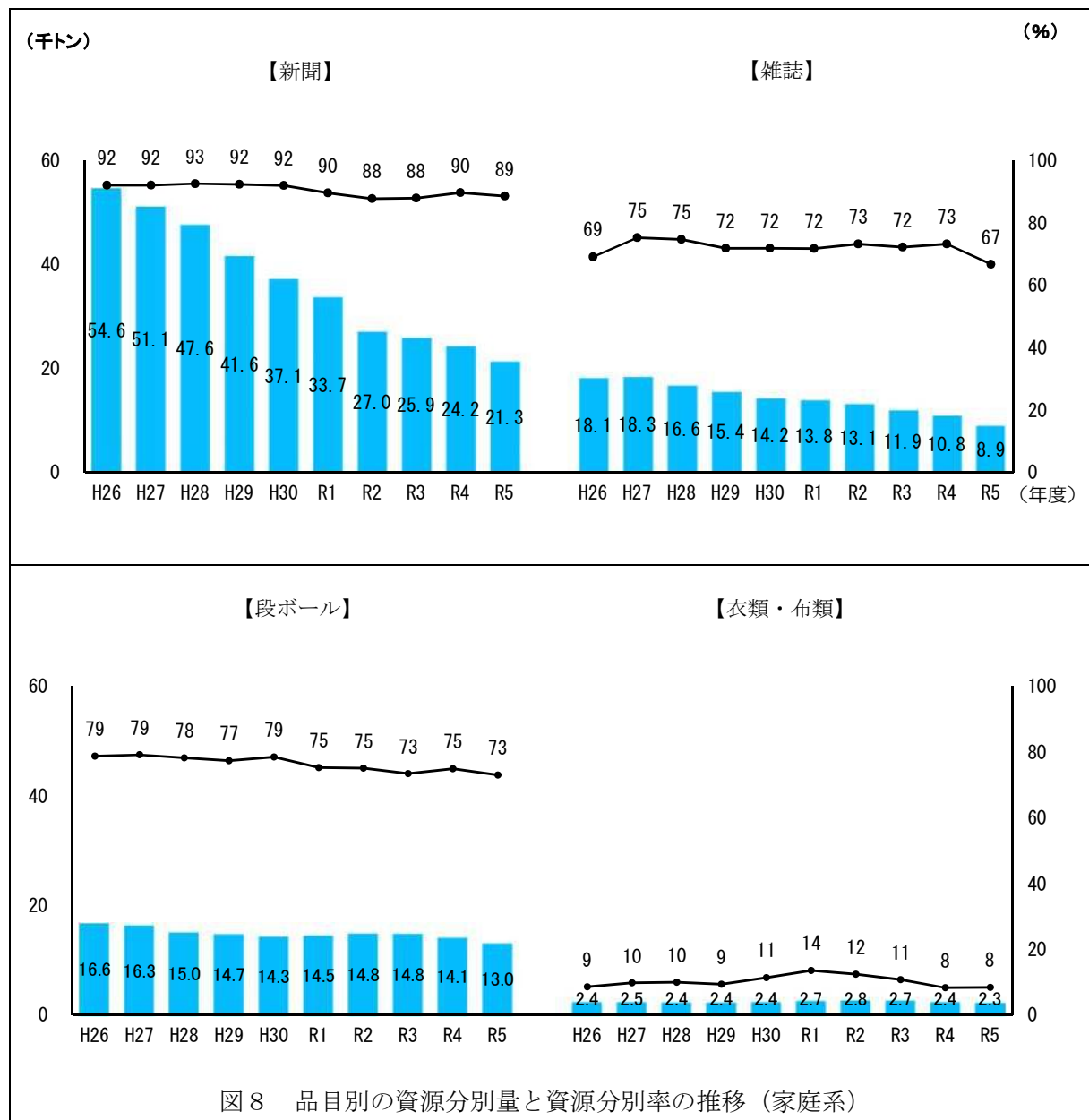
図7 ①ごみの内訳は、「事業系ごみ細組成調査」により推計

②資源の内訳は、事業用大規模建築物（延べ面積 3,000 ㎡以上）の減量計画書の集計をもとに推計

③四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

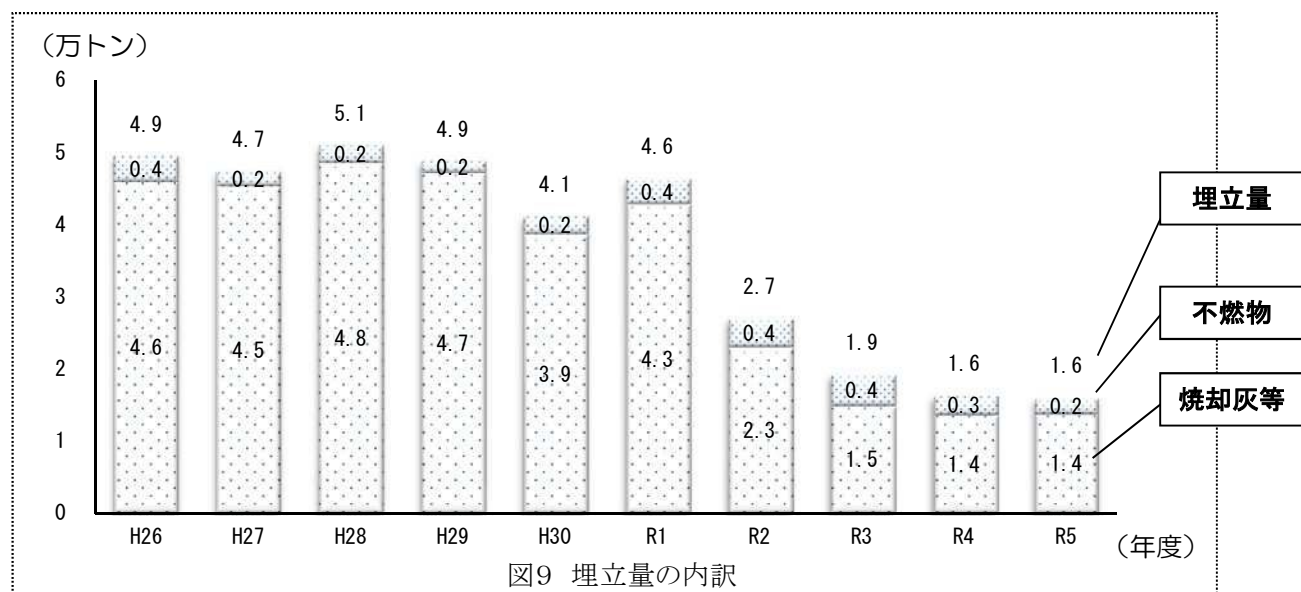
(4) 品目別の資源分別率の推移





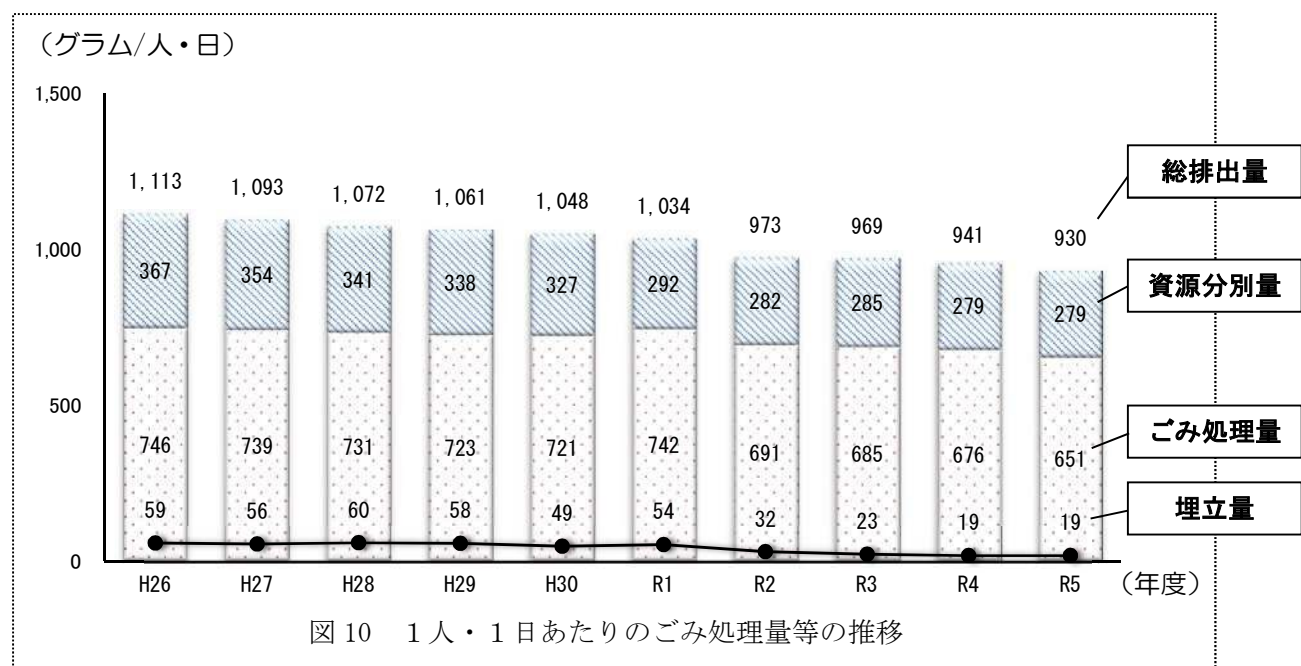
- 図8 ①「資源分別率」は、品目別に「資源分別量 / (資源分別量+ごみの中に含まれていた資源の推計量)」により算定
 ②ごみの中に含まれていた資源の推計量は、「家庭系ごみ細組成調査」からの推計
 ③資源分別量は、市が収集し、再商品化事業者に引き渡した量と家庭系自主回収量の合計
 ④スーパーマーケット等が独自に回収し、資源化した量を含まない。
 ⑤新聞、雑誌、段ボールには、紙製容器包装として収集し、選別業者が古紙として資源化した量を含む。

(5) 埋立量の内訳



令和2（2020）年度に灰の全量資源化を行う北名古屋工場が稼働したことなどにより、減少しています。

(6) 1人・1日あたりの量



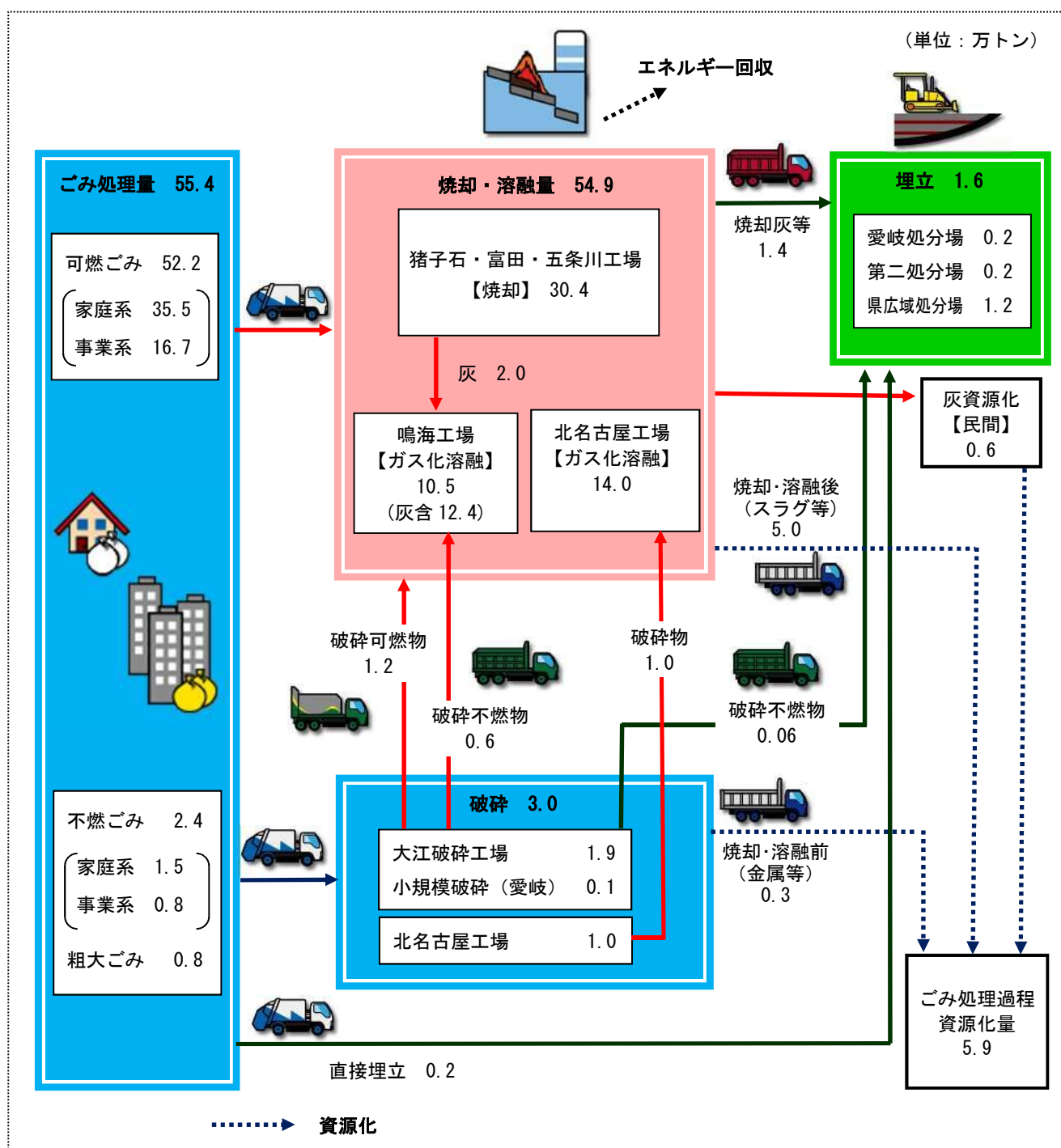
1人・1日あたりの総排出量はゆるやかな減少傾向が続いています。

図9 ①埋立量は、事業系ごみを含み、他市町からの受入分を含まない。

②四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

図10 ①「総排出量」「資源分別量」「ごみ処理量」「埋立量」と各年度の人口（10月1日時点）、年間日数から算出

(7) ごみ処理の仕組み(令和5年度)



可燃ごみは焼却工場で焼却・溶融処理し、残った灰を処分場に埋め立てています。また、焼却灰の一部は鳴海工場で溶融処理し、生成された溶融スラグを建設資材などに有効利用しているほか、民間事業者へ委託して資源化しています。

焼却工場で焼却する際に発生する熱は、発電を行うほか、地元還元施設等で利用します。発電した電力は場内等で利用するほか、電力会社に売電を行っています。

不燃・粗大ごみは破碎施設で破碎し、主に鳴海工場や北名古屋工場で溶融しています。

破碎施設で選別した金属等や、鳴海工場や北名古屋工場で溶融により発生したスラグ等は、資源として回収しています。

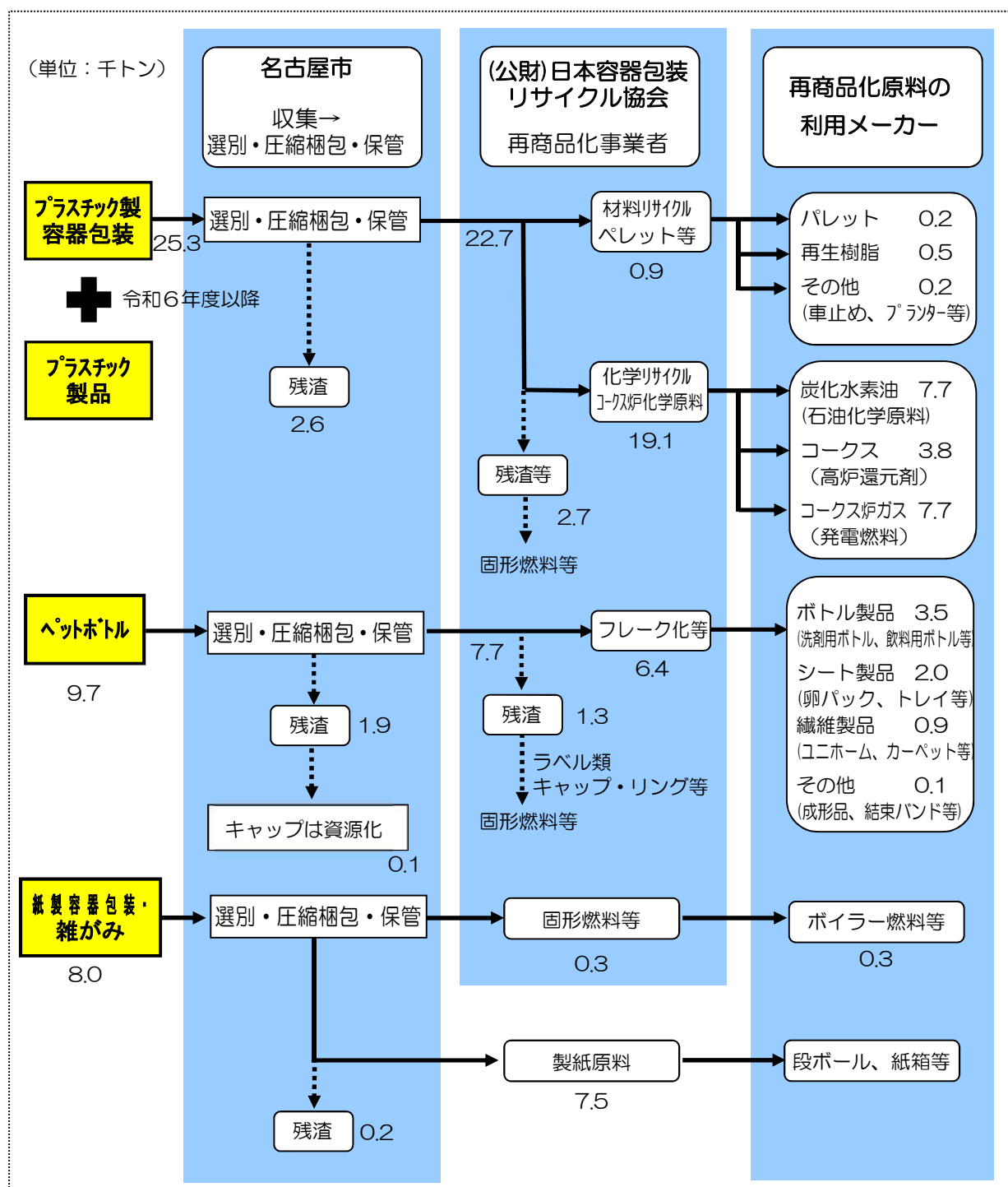
※ 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(8) 資源のゆくえ (令和5年度)

① プラスチック製容器包装※1、ペットボトル、紙製容器包装・雑がみ

それぞれ週1回、プラスチック製容器包装は各戸収集、紙製容器包装・雑がみ及びペットボトルは集積場所から収集しています(ペットボトルは拠点回収も実施)。

市が収集、選別・圧縮梱包・保管し、プラスチック製容器包装とペットボトルは(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、再商品化されます。紙製容器包装・雑がみは、製紙原料になるものは民間の古紙ルートに引き渡し、再商品化し、製紙原料とならないものは、(公財)日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、再商品化されます。



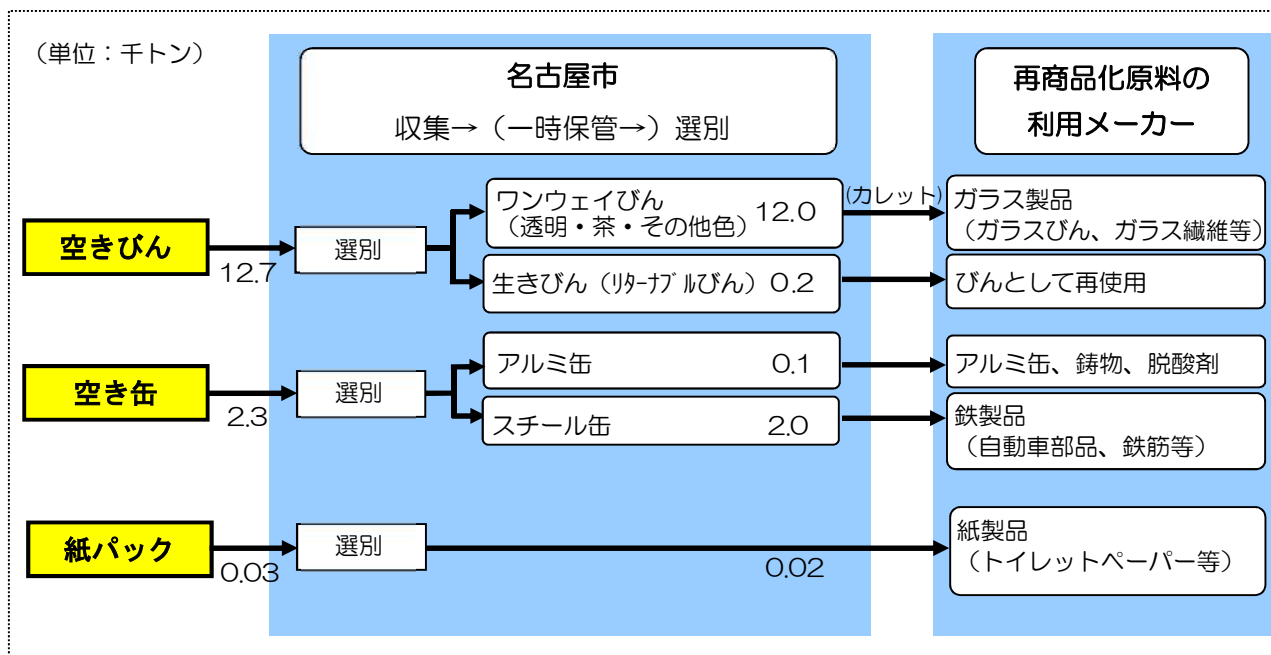
※1 令和6年度以降プラスチック製品と合わせて「プラスチック資源」として再商品化している。

※ 再商品化事業者の処理量及び再商品化原料の利用メーカーの利用量は(公財)日本容器包装リサイクル協会資料より推計

※ 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

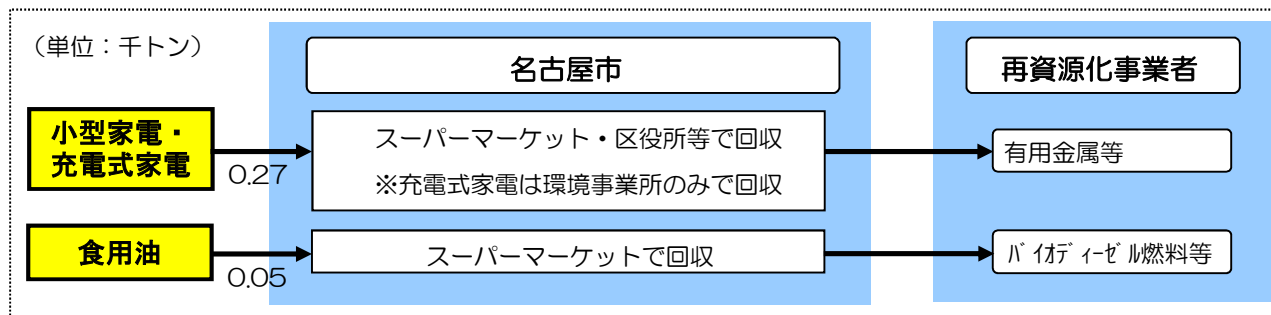
② 空きびん、空き缶、紙パック

空きびん、空き缶は、週 1 回、集積場所から収集しています。紙パックは、区役所やスーパーマーケット等に設置してある回収ボックスから収集しています。これらは、選別等の後、メーカーに出荷され、製品原料として利用されます。



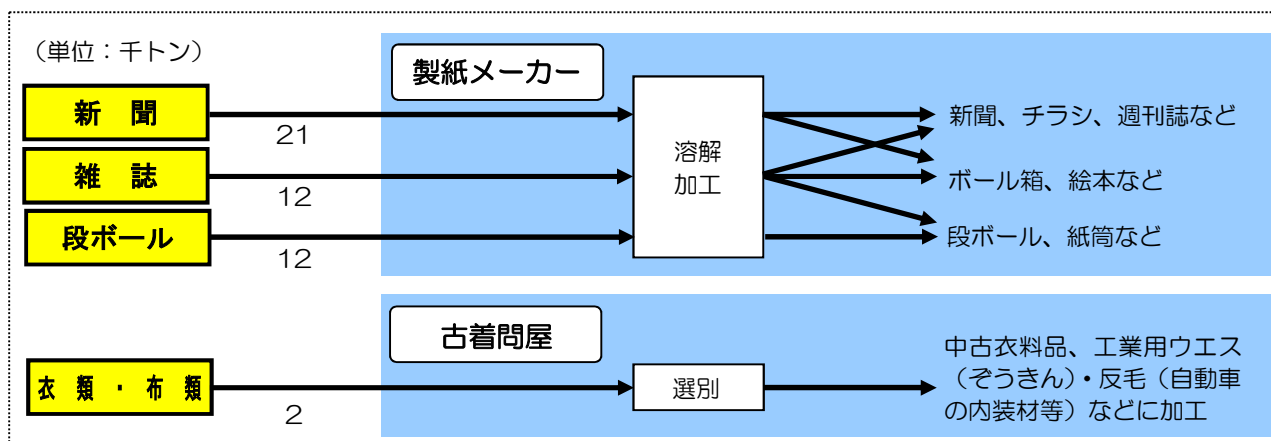
③ 小型家電・充電式家電、食用油

市が回収した後、再資源化事業者により資源化されます。



④ 古紙、衣類・布類

集団資源回収、リサイクルステーション等で回収された古紙や衣類・布類の資源化の流れは以下の通りです。



※ 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。